

平成 27 年度 法学既修者コース B 日程 民事系科目出題意図及び採点講評

<問題 1 >

【出題意図】

民法の基本原則である「物権」と「債権」の概念を正確に理解しているかを問う問題である。基本的な理解を確認することが目的である。

【講評】

民法の基本概念であるだけに、概ね理解できていたようである。この概念は民法の全体構造を理解する上での不可欠の概念であるので、十分に理解しておいて欲しい。

<問題 2 >

【出題意図】

契約の解除と第三者の関係についての基本的知識を問う問題である。

【講評】

多くの答案で、Cは解除後の第三者であるので、177条の対抗関係に立つという基本的な点はきちんと指摘していた。しかし、若干の答案では、この点の基本的理解が十分ではないものも見られた。また、中には、判例の立場ではなく、有力説である無権利の法理に基づいて記述している答案もあり、そのような答案も論旨が通っている場合には適切に評価した。

<問題 3 >

【出題意図】

平成 25 年 9 月 4 日の最高裁大法廷決定により非嫡出子の法定相続分に関する民法 900 条 4 号ただし書前段（旧規定）が憲法違反であると判断されたことを受けて、同条ただし書前段は削除された（平成 25 年 12 月 5 日の「民法の一部を改正する法律」）。この法改正により現在では、嫡出でない子の法定相続分は嫡出子の法定相続分と同等となっていることにつき、これまでの判例の動向や平成 25 年最高裁大法廷決定の内容も踏まえ、理解しているかどうかを問うものである。

【講評】

2013 年 12 月 5 日の「民法の一部を改正する法律」によって、民法 900 条 4 号ただし書から、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とするという規定は削除された。

判例は、最高裁平成 7 年 7 月 5 日大法廷決定以来（同大法廷決定は、現行民法が法律婚主義を採用する以上、900 条 4 号ただし書前段の規定の立法理由には合理的な根拠があるというべきであり、同規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 としたことが、立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないとした）、民法 900 条 4 号ただし書旧前段を合憲とする

判断を長らく維持してきたが、最高裁平成25年9月4日大法廷決定によって、遅くとも2001年7月当時には同号ただし書旧前段は違憲であったとの判断が下されている。

答案には、これらの判例の動きと2013年12月5日の民法の一部改正について正確に理解し、記述したものが大半であったが、中には、今なお民法900条4号ただし書は嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と規定しているとして解答しているものも見られた。平成25年最高裁大決定も同年の民法改正も新聞等で大きく報道されたものであり、民法の知識以前の問題として、社会において注目される法律問題については常に感度を高く保っておくことが望まれよう。

<問題4>

【出題意図】

本問は、会社法702条本文の意義を問うものである。このことを通して、社債に関する制度の理解を確認する趣旨である。

【講評】社債管理者制度に対する基本的理解は、概ねなされているものと思われる。社債制度は、学修が手薄になる分野だと思われる。今後の学修としては、社債権者集会など社債制度における重要な概念についても確認していただきたい。

<問題5>

【出題意図】

本問は、判決確定後の追加請求が認められるかどうかを問うものである。判決において損害が認定された後に明らかになった後遺障害が予想外にひどかったというケースは現実にも少なくはなく、結論として追加請求を認めるべきという点についてはそれほど争いが無いところである。とはいえ、相手方としては前訴により紛争は解決したと考えるところであるから、安易に後遺症による追加請求を認めることは加害者側の期待を裏切り、紛争の蒸し返しを認めることになる。このような両者の利益状況をいかに調整し、理論構成するかを問う問題である。

【講評】

議論の出発点としては、前訴と後訴の関係、とくに訴訟物と既判力をどのように捉えるのかということを検討すべきであろう。設問の場合、前訴と後訴は同一事故によるものであるので、一般的には訴訟物が同一であると考えられる。そうすると訴訟物=既判力という原則からは、後訴は既判力により排斥されることになる。

しかし、例えば被侵害利益の違いから前訴と後訴の訴訟物を異なるものと解し、後訴には既判力が及ばないとも考えられる。そのほかの理論構成としては、前訴を一部請求ととらえるもの（明示の一部請求といえるかどうかには問題がある）、既判力の時的限界の問題ととらえるもの、期待可能性により調整するもの、提出責任効によるものなどがあり、既判力そのものの本質・根拠・機能にも関わるところである。

いずれにしても、訴訟物と既判力に関する理解を前提とした基本的な問題状況を指摘した上で、説得的な理論構成をすることが求められる。総じて、訴訟物と既判力についての理解をもとに、利害状況を丁寧に論じているものについては評価が高かった。